

第 6 9 号議案

中野区国民健康保険条例及び中野区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 9 月 24 日

提出者 中野区長 酒井直人

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区国民健康保険条例及び中野区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(中野区国民健康保険条例の一部改正)

第1条 中野区国民健康保険条例（昭和34年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(中野区後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 中野区後期高齢者医療に関する条例（平成20年中野区条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の中野区国民健康保険条例附則第2条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の中野区後期高齢者医療に関する条例
附則第5条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について
適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の
例による。